

大磯町広報掲示板の使用に関する許可基準

広報掲示板に掲出できる内容は、公共機関が主催又は共催等をしているものや公共性があるもの、公序良俗に反しないもの、法人又はその他の営利活動に関しないものなど、掲示物を見た者に不快や誤解を与えない内容でなくてはならない。

このため、次のとおり許可基準を設け、利用しようとする者が広く公平に掲出できるようとする。

1. 許可の基準

次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 町（行政委員会を含む）や県、国が主催、共催又は後援しているもの。
- (2) 町内会や町補助団体、ボランティアグループ等の活動のうち、主に町民を対象としたもので、次のすべてを満たすこと。
 - ア 特定業者の社名や個人名が印刷されていないもの（主催が外部へ依頼した講師の紹介などは可）
 - イ 主催・後援等連絡先が明記されているもの
 - ウ 開催場所が明記されているもの
 - エ 公序良俗に反しないもの
 - オ 政治目的や宗教等の普及活動でないもの（特定の信条、主義、思想を含む）
 - カ 掲示物の大きさが、A4サイズ程度のもの（最大A3サイズ以内）
 - キ 営利活動に関しないもの（ただし、実費相当の参加費等を徴収する場合は除く。この場合、実費相当分と分かる資料等を提示すること。）
 - ク 同一年度内に同じ掲示物（実施日が別の同事業を除き、概要が同じ掲示物を含む）を掲示していないもの

2. 許可の期間

掲示物の掲出できる期間は2週間を限度とする。

- (1) 許可期間開始前より掲出した場合、掲出物又は申請書に記載された連絡先へ大磯町から連絡をする。連絡を受けた場合、掲出責任者が速やかに撤去し、規定日から掲出することとする。
- (2) 許可期間終了後、掲出責任者が速やかに撤去する。撤去されない場合は、以後、掲出許可を出さないことがある。

3. その他

- (1) 掲示物に関する質問や苦情などの問い合わせは、掲出物に記載された問い合わせ先で対応する。
- (2) 掲示後、掲示物に虚偽の内容が含まれていると判断された場合、町が撤去できるものとし、以後、掲出許可を出さないことがある。